

自動車通勤の臨時的許可を特例実施

大阪モデル「レッドステージ(非常事態)」移行で感染症対策のため 期間は当面12月14日～31日まで 駐車場は、「教職員が確保」

府教委は12月10日、校長・准校長に対し、「新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的とした臨時的な自動車等による通勤許可の特例的取扱いについて」を通知しました。大阪府の『独自指標である「大阪モデル」が「レッドステージ(非常事態)」に移行した趣旨に鑑み、感染防止の拡大を防止することを目的として』12月14日から、12月31日までの間、臨時的な自動車等による通勤許可の要件について、特例的に取り扱うとしています(下記)。

1 対象者

公共交通機関を利用して通勤している全教職員のうち、新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的として自動車等通勤を希望する者

2 実施期間

令和2年12月14日から同年12月31日まで

3 手続方法

別添「自動車等通勤許可申請書」により届出を行い、校長・准校長はその内容を精査した上で許可する。なお、届出の際には、自宅から勤務公署までの地図を上記申請書に添付すること。

4 駐車場所

職員が駐車場を確保することとし、学校敷地内での駐車は原則として禁止する。

感染症拡大防止のための臨時的な自動車通勤の許可は、4、5月の一斉休業時と基本的に同じものですが、「駐車場所」については、職員が確保するとしています。府教委は府高教に対し「学校の稼業期間であるため」と説明しています。

「同通知のQA」では「原則として禁止」とある学校敷地内の駐車については、「職員が障がいを有する場合など真にやむを得ない場合に、例外的措置として校内駐車」を認めることができるとしています。また、免許がないために配偶者等に同乗して通勤、自転車での通勤も可能としています。非常勤教職員(会計年度任用職員)についても対象となります。

「臨時休業中など、生徒が学校にいない場合の校内駐車」について、府教委は、府高教の問い合わせにたいし、「学校長の判断による」と説明しています。この特例取扱いの実施期間については、当面年内ですが、「来年1月以降の取扱いについては、今後の感染状況等を踏まえて判断」するとしています。

ひとの命と健康を守ることが大前提 迅速で、実態に応じた対応を

感染症対策として「自動車通勤」の導入は賢明な対応ですが、駐車場の確保、費用が教職員負担であることは不当です。この間の感染症対策で導入されている「在宅勤務(テレワーク)」「職免」「臨時的な自動車通勤」などは、感染症拡大の防止、生徒や教職員、その家族などの命と健康を守るためにあります。「必要に迫られているのに、学校長が必要以上に説明や証明を求め、利用させてくれない」「一斉休校中に在宅勤務を希望したら、なぜ自宅でする必要があるのか面接された」など、趣旨を踏まえていない対応が報告されています。感染症対策の制度が迅速、実態に応じたものになるよう、府高教は職場とともに引き続き全力をあげます。

＼ひとりひとりの声は小さい…だからみんなで！あなたも府高教へ！！／